

第73回大阪市港湾審議会議事録

令和5年11月14日

大阪港湾局

目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審議会次第	1
4	出席委員	2
5	審議経過	3

付属資料

1	諮問書	21
2	答申書	22

1 開催日時

令和5年11月14日（火）

開会 14時00分

閉会 14時40分

2 開催場所

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市役所本庁舎 屋上階（P 1）共通会議室

3 審議会次第

（1）開会の辞

（2）委員紹介

（3）挨拶

（4）会長の選出等

会長の選出、会長職務代行者の指名、専門部会委員・部会長の指名

（5）議事

大阪港港湾計画の軽易な変更について

（6）閉会の辞

4 出席委員

田中 康仁	流通科学大学教授
今西 珠美	流通科学大学教授
吉田 長裕	大阪公立大学准教授
酒出 昌寿	水産大学校准教授
松尾 俊彦	大阪商業大学教授
松島 格也	京都大学特定教授
清水 苗穂子	阪南大学教授
清水 陽子	関西学院大学教授
紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院准教授
清水 悦郎	東京海洋大学教授
森山 よしひさ	大阪市会建設港湾委員長
石川 博紀	大阪市会建設港湾副委員長
わしみ 慎一	大阪市会建設港湾副委員長
徳平 隆之	公益社団法人大阪港振興協会会長
井内 摂男	大阪商工会議所専務理事
柴山 恒晴	大阪倉庫協会会長
梯 浩之	大阪船主会副会長
佐藤 宗昭	全日本海員組合大阪支部支部長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長
望月 誠	大阪湾水先区水先人会会長
代 濱路 礼次	財務省大阪税関総務部次長
代 佃 千加	国土交通省近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長
代 山口 則夫	国土交通省近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長
伊藤 卓郎	大阪海上保安監部長
代 井上 洋之	大阪府都市整備部河川室河川整備課参事

5 審議経過

開 会 14 時 00 分

○松本総務課長 大変お待たせいたしました。

本日は御多忙の中、第73回大阪市港湾審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、本市港湾行政に対し御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私は、本日の進行役を務めます大阪港湾局総務課長の松本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

現在、委員総数28名中、25名の御出席で、大阪市港湾審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますので、ただいまから第73回大阪市港湾審議会を開催いたします。

開催に当たりまして、皆様をお願いがございます。

携帯電話は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

なお、オンラインにて御出席いただいております方におかれましては、カメラをオン、発言時以外マイクをオフとし、発言の際には挙手機能を御利用くださいますようお願いいたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開といたします。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、本市ホームページで公開いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、審議の開始までは報道関係者のカメラ取材を認めましたことをあらかじめ御了承ください。

審議に入ります前に、委員の方々を御紹介させていただきます。

流通科学大学教授、田中委員でございます。

○田中委員 よろしく申し上げます。田中です。

○松本総務課長 流通科学大学教授、今西委員でございます。

○今西委員 今西でございます。よろしく申し上げます。

○松本総務課長 大阪公立大学准教授、吉田委員にオンラインにて御出席いただいております。

○吉田委員 よろしく願いいたします。吉田です。

- 松本総務課長 水産大学校准教授、酒出委員でございます。
- 酒出委員 酒出です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪商業大学教授、松尾委員でございます。
- 松尾委員 松尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 京都大学特定教授、松島委員でございます。
- 松島委員 松島でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 阪南大学教授、清水苗穂子委員でございます。
- 清水（苗）委員 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 関西学院大学教授、清水陽子委員にオンラインにて御出席いただいております。
- 清水（陽）委員 清水です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 兵庫県立大学大学院准教授、紅谷委員でございます。
- 紅谷委員 紅谷です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 東京海洋大学教授、清水悦郎委員でございます。
- 清水（悦）委員 清水悦郎です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪市会建設港湾委員長、森山委員でございます。
- 森山委員 森山です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪市会建設港湾副委員長、石川委員でございます。
- 石川委員 石川博紀です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪市会建設港湾副委員長、わしみ委員でございます。
- わしみ委員 わしみです。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 公益社団法人大阪港振興協会会長、徳平委員でございます。
- 徳平委員 徳平です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪商工会議所専務理事、井内委員でございます。
- 井内委員 井内でございます。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪倉庫協会会長、柴山委員でございます。
- 柴山委員 柴山です。よろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 大阪船主会副会長、梯委員でございます。
- 梯委員 梯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 松本総務課長 全日本海員組合大阪支部支部長、佐藤委員にオンラインにて御出席い

ただいております。

大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長、岡委員でございます。

○岡委員 岡です。よろしく。

○松本総務課長 大阪湾水先区水先人会会長、望月委員でございます。

○望月委員 望月でございます。よろしくお願いいたします。

○松本総務課長 財務省大阪税関長、大内委員の代理といたしまして大阪税関総務部次長、濱路様に御出席いただいております。

○濱路総務部次長 濱路と申します。よろしくお願いいたします。

○松本総務課長 国土交通省近畿地方整備局長、見坂委員の代理といたしまして、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長、佃様に御出席いただいております。

○佃大阪港湾・空港整備事務所長 佃でございます。よろしくお願いいたします。

○松本総務課長 国土交通省近畿運輸局長、日笠委員の代理といたしまして、海事振興部貨物・港運課長、山口様に御出席いただいております。

○山口貨物・港運課長 山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本総務課長 大阪海上保安監部長、伊藤委員でございます。

○伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○松本総務課長 大阪府都市整備部長、谷口委員の代理といたしまして、都市整備部河川室河川整備課参事、井上様に御出席いただいております。

○井上河川整備課参事 井上です。よろしくお願いいたします。

○松本総務課長 なお、黒坂委員、西委員、小嶋委員につきましては、残念ながら本日は御欠席でございます。

委員の皆様の御紹介は以上でございます。

次に、第73回大阪市港湾審議会の開催に当たりまして、大阪港湾局長の丸山より御挨拶申し上げます。

○丸山港湾局長 大阪港湾局長の丸山でございます。

本日は大変お忙しいところ、皆様におかれましては大阪市港湾審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より本市の港湾行政に多大なる御協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日は、9月初めに委員を改選して以来初めてということでございますので、少し大阪港を取り巻く状況について御説明、お話しさせていただきたいなというふうに思っており

ます。

大阪港は、国際コンテナ戦略港湾として、集貨、創貨、国際競争力強化という3つの柱、国交省の大きな施策の下で港湾の振興というものに努めてまいったわけでございますけれども、昨今は、コロナ禍以降、ロシアによるウクライナ侵攻でございますとか、最近ですとパレスチナでの軍事衝突とか、様々なことがございまして、エネルギー価格の高騰あるいは円安、国内の物価上昇といったこともあり、取扱貨物量につきましては少し伸び悩んでおりまして、今年は前年比マイナスという状況で、先行きが見通せないというような状況、ちょっと厳しい状況でございます。

また、旅客につきましても、コロナ禍以降、クルーズ船につきましては、コロナのときは寄港が全くなくなった、ゼロになったわけですが、ようやく今年の3月から再開ということになりまして、この12月までで、今年1年で46回、46隻が寄港というふうな予定になってございます。

ただ、大阪港で一番寄港が多かったのは年間62回でしたので、まだまだ回復途上でございますし、フェリーにおけます人の動きにつきましても、コロナの前の状況に戻りきっておらず、まだまだ旅客については回復の途上かなというふうに思っているところでございます。

そういった中で、新たな港湾を取り巻く課題ということで、大きくは脱炭素の取組ですね。港におきましても、脱炭素、カーボンニュートラルということについて、しっかり取り組んでいかないと、荷主の方々、それから船会社からも選ばれなくなってしまうというようなことがございますので、我々も危機感を持って、これについてはしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。それから、DX、デジタルトランスフォーメーションへの取組、これもターミナルの効率化ということも含めまして積極的に取り組んでいかなければならない。また、2024年問題と言われております、トラックドライバーの人手不足、そういったことも先ほど申し上げましたDX、あるいはカーボンニュートラルに向けた取組と併せて、これからの課題ということで、しっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

また、皆様御承知のとおり、大阪港におきましては、あと500日余りになりましたけれども、夢洲で万博が開催されます。工事の輻輳でございますとか、また、コンテナターミナルのすぐ隣で会場が予定されて建設中ということでございますので、物流機能と、それから万博に来られるお客さんとのすみ分けといいますか動線、交通の円滑化というのを

皆様非常に気にされておられると思います。

インフラのほう、鉄道の整備、道路の拡幅、あるいは、先ほど申し上げたDXの取組の一つとして、国交省の指導の下、「CONPAS」というシステムを導入して、できるだけ円滑に物流、交通、あるいは、ここへ来られるお客さんについても流れるように取り組んでいるところでございます。物流機能を損ねることのないように、物流と万博、それからその先に控えていますIRが併存できるような形でしっかりと取り組んでいきたいと思っているところでございます。

本日ににつきましては、委員改選後ということでございまして、会長の選任をはじめといたしまして、港湾計画につきましては軽易な変更ということで3件の案件について諮問させていただきます。忌憚のない活発な御議論をお願いしたいと思っておりますので、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○松本総務課長　それでは、ここでお手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

まず、次第でございます。それから、大阪市港湾審議会委員名簿でございます。本日の座席表でございます。

次に、右肩に資料1と書いてございます「大阪港港湾計画の軽易な変更について（案）」の説明資料でございます。資料2といたしまして、「大阪港港湾計画書（案）」でございます。資料3といたしまして、「大阪港港湾計画資料（案）」でございます。また、参考資料といたしまして、「大阪市港湾審議会条例」「大阪市港湾審議会運営要綱」、来場されております方のお手元には、ほかに「大阪港案内」「PORTS of OSAKA」でございます。

お手元の資料の不足等はございませんでしょうか。不足がございましたら、事務局までお申しつけください。大丈夫でしょうか。

それでは、審議に入ります前に、大阪市港湾審議会条例第4条第1項の規定により、本審議会の会長の選出を委員の互選により行いたいと思っております。いかが取り計らいいたしますでしょうか。

○清水（悦）委員　すいません。発言させていただいてよろしいでしょうか。

本審議会の会長につきましては、これまで会長職務代行者を務められてこられました大阪商業大学教授の松尾委員が適任ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松本総務課長　ありがとうございます。御異議がございませんので、大阪商業大学教

授の松尾委員に会長に御就任いただくことにいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、松尾会長にお願いしたいと思います。

○松尾会長　会長を務めさせていただくことになりました松尾でございます。この審議会が実り多いものになりますよう努力する所存でございますので、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、大阪市港湾審議会条例第4条第3項の規定に従い、会長職務代行者の指名を行います。会長職務代行者には公益社団法人大阪港振興協会会長の徳平委員を指名いたします。

次に、大阪市港湾審議会条例第6条第2項、第3項に従いまして、専門部会の委員及び部会長の指名を行います。

大阪市港湾審議会運営要綱第9条第2項のとおり、港湾計画の軽易な変更や港湾環境整備負担金負担対象工事の指定につきましては、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるかとされております。

専門部会の部会長といたしましては、大阪船主会副会長の梯委員、専門部会の委員といたしましては、大阪倉庫協会会長の柴山委員、大阪港運協会会長の西委員、大阪税関長の大内委員、近畿地方整備局長の見坂委員、近畿運輸局長の日笠委員、大阪海上保安監部長の伊藤委員、大阪府都市整備部長の谷口委員を指名いたします。

議案の審議に入ります前に、大阪市港湾審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者につきましては、今西委員と清水悦郎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の審議案件は1件です。港湾法第3条の3に基づき、令和5年10月31日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、大阪港港湾計画の軽易な変更についてです。

大阪港港湾計画の軽易な変更について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○田中計画課長　大阪港湾局計画整備部計画課長、田中でございます。よろしく申し上げます。着席にて説明させていただきたいと思います。

お配りしている資料でございます、右肩に資料1と記載のございます大阪港港湾計画の軽易な変更について（案）説明資料を御覧ください。

まず、開きまして、右下にページ数を打ってございます。1ページでございます。

まず初めに、港湾計画についてでございます。港湾計画と申しますのは、港湾法第3条の3に規定される法定計画でございます。一定の水域と陸域からなる港湾空間におきまして、開発、利用及び保全を行うに当たっての指針となる基本的な計画でございます。この港湾計画でございますけれども、大きく変更の中には3区分でございます。

まず、改訂と申しますのは、10年に一度を目安にして、大きく方針等を変更するものがございます。大阪港におきましては、平成30年度に行ったところでございます。

そのほか、変更につきましては、一部変更と軽易な変更というものがございます。次の2ページ目を御覧ください。

一部変更と軽易な変更でございますけれども、一部変更につきましては、港湾法の施行規則によりまして、そこに記載のとおりのもに該当する場合には、一部変更になるというふうになってございます。

具体的に申し上げますと、係留施設、直轄工事の事業対象となるような施設、具体的には外国貿易船を係留する水深12メートル以上の岸壁、さらには土地利用計画につきましては、面積20ヘクタール以上の土地利用計画の変更を行う、このような変更については一部変更扱いとなりまして、これらに該当するもの以外のもにつきましては、軽易な変更ということになってございます。今回、お諮りする案件につきましては、この軽易な変更該当するものでございます。

続きまして、3ページ目でございます。今回諮問をさせていただく変更の案件でございます。大阪港の港湾計画図に場所をお示しさせていただいております。

諮問事項1、公共埠頭計画の変更、これは安治川の水門付近の係留施設の変更でございます。2つ目は、専用埠頭計画の変更、これは咲洲の南埠頭地区の岸壁の一部を削除するものでございます。3番目の専用埠頭計画の変更、これは安治川上流におきまして大阪府様が設置される浮棧橋を計画に位置づけるものでございます。個別に、これらについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、4ページ目をお開きいただき、まず1つ目、公共埠頭計画の変更でございます。

現況写真ということで、右下に写真を載せてございます。安治川水門と記載しておりますが、この赤色のアーチ状の施設、これが現状の安治川水門でございます。この水門でございますけれども、1970年に完成した水門でございますが、大阪府が所管をされてございまして、水門の施設更新に伴いまして、安治川地区におきまして公共埠頭計画を変更するというものでございます。

位置図を御覧いただきますと、破線で囲っているところに安治川水門、その上流側に水深マイナス3メートルの延長500メートルの物揚場を位置づけているところでございます。

次の5ページ目を御覧いただきまして、具体的な変更の内容でございます。

安治川左岸の物揚場の延長変更ということでございまして、変更前は、安治川左岸物揚場としまして、水深3メートル、延長500メートルのものを位置づけてございました。変更後につきましては、水深3メートル、延長を451メートルということで、約50メートルほど物揚場を削除させていただきたいというふうに思っています。

次に6ページ目でございます。まず初めに安治川水門の更新について御説明させていただきます。

平成31年2月に大阪府におきまして安治川水門の更新方針が公表されてございます。施設の老朽化が進んでいること、また、津波への対応等もございまして、現水門付近に津波・高潮に対応できる新たな水門を建設する対応方針をこの時点で決定されているところでございます。

施設でございますけれども、1970年3月に完成したものでございまして、平成31年に公表された当時におきましても、経過年数として48年を経過し、余寿命15年とされてございました。その後、水門の具体的な位置につきましては、令和元年10月に同じく大阪府の河川構造物審議会において審議されてございまして、施工性でございますとか経済性、周辺の土地環境を踏まえまして、現水門の直上流に場所を決定されたというものでございます。

具体的な水門の計画、更新計画でございますけれども、7ページを御覧ください。

航空写真を載せてございます。赤で囲ったものが安治川水門でございまして、その上流側、紙面でいいますと右側に黄色で新水門と記載しているところがございます。

水門の形態でございますが、下に正面図を載せていまして、現況はバイザーゲート式ということで、この赤色の半円のものが上流側に向かって下りるような、このような水門でございました。今回、施設更新に伴いましてローラーゲート方式という、このような形態に施設を更新されるという計画でございます。

ただ、ローラーゲート式にする際に、右の下の図にありますとおり、水門の脚の部分が我々が供用している物揚場の一部にかかるものですから、今回、この脚のかかる部分につきまして物揚場を廃止させていただきたいと思っているところでございます。

長さは49メートルになりまして、この物揚場でございますけども、現在、船舶の係留や荷役はなされていないということをこちらのほうで確認させていただいているところでございます。

この物揚場の一部削除につきましてでございますけども、8ページを御覧ください。

この計画変更に伴う環境影響についてでございますけども、物揚場の一部を削除するというものでございますから、大阪港全体における船舶の停泊時、航行時に排出される大気汚染物質の総量への影響は軽微であるというふうに考えてございます。

以上より、今回の計画が環境に及ぼす影響は軽微ということで考えているところでございます。これが1つ目でございます。

次が2つ目でございます。9ページを御覧ください。

立地企業の要請に基づきまして、岸壁の一部を廃止するものでございます。左下の位置図を御覧いただきますと、南港地区の南埠頭地区というところの右側の部分に大阪南港鉄鋼流通協同組合の岸壁がございます。その部分、航空写真にもございますとおり、赤色で示してございますけども、この岸壁がございまして、その裏に倉庫をお建てになられて、ここで鉄鋼の荷下ろしをしているというようなところでございます。

10ページを御覧いただきますと、今回の計画の変更の内容をお示ししてございます。

まず、変更前でございますけども、現計画におきましては、南港鉄鋼流通協同組合岸壁といたしまして水深5.5メートル、延長520メートルとさせていただいているところでございますが、今回、その一部を削除しまして、延長を520メートルから276メートルに減らすという案でございます。

変更後の右上の図にございますとおり、この岸壁の北側の部分、バツ印をつけていますけども、この部分を岸壁として廃止をするという計画の変更でございます。

それを平面図に大きくしたのが次のページの11ページでございます。

この専用埠頭でございますけども、もともと大阪市内にございました鉄鋼関係の企業の皆様が大阪港内の鉄鋼の取扱いの増加に伴いまして鉄鋼流通の合理化をしたいということから、また、内陸部の住工混在等といった問題もございまして、こちらのほうにお集まりいただいたというものでございます。ここで港湾施設と一体となった鉄鋼流通基地として、1987年ぐらいから岸壁を利用されているというところでございます。

変更位置でございますけども、紙面上、右側が北側になりますけども、既定計画ですと岸壁520メートルを供用しているところでございますけども、このうち、変更計画とい

たしまして、北側部分244メートルを削除しまして、276メートルの岸壁に変更する
というところがございます。

これにつきましての環境への影響について、次の12ページでございます。

この計画変更自身は岸壁の一部を削除するものでございまして、係留隻数に大きな変更
がない見込みでございますので、今回、大気質につきまして、大阪港全体における大気汚
染物質量の総量への影響は軽微であると考えているところでございます。

以上が2点目でございます。

次に3点目でございます。13ページを御覧ください。舟運の活性化を図る大阪府の要
請に基づきまして、専用埠頭計画を計画するものでございます。

西地区におきまして、水都大阪の魅力を今後の大阪観光の柱の1つとして成長させたい
という思いがございまして、水上交通ネットワークの構築を図り、海と川の結節点として
大阪府が整備する栈橋を新たにこの地区で位置づけるものでございます。

位置図を御覧いただきますと、これは安治川の上流になりますけども、川口のエリアに
なります。ここに大阪府様が整備される浮栈橋2基を計画しているところでございます。
右の航空写真にありますとおり、浮栈橋を赤色で示してございます。また、その背後にも
一定土地がございまして、この背後の土地も含めた活用を大阪府様において検討されてい
るというところがございます。

14ページにいきますと、港湾計画の変更といたしましては、係留施設として小型栈橋、
基数は2基ということで、新規で位置付けをさせていただくというふうに考えてございま
す。

この背景でございますけども、15ページを御覧いただきますと、万博会場を基点とし
た水上交通ネットワークの構築ということで、このエリアを中之島GATEエリアという
ことで呼んでおりますけども、万博の会場となる夢洲でありますとか、USJ、海遊館が
立地するベイエリア、あと大阪城でございまして、そういった大阪都心部の中間に位置
をするエリアがここでございます。この海と川の結節点としまして、大阪の都心部とベイ
エリアとを結ぶ水の回廊への玄関口として、この施設を整備したいというところござい
ます。

具体的には川船、つまり、中之島から例えばこの川口まで来るのに際しては川船が利用
されるわけでございますけども、川船といいますのは波の影響を受けやすいということで、
海上での航行は危険ということでございます。逆に、ベイエリアで航行してございます海

船につきましては、水面からの高さが一定ございまして、都心部の橋梁の下を通過できないというようなこともございます。そういったことから、この部分におきまして、どこかで海と川の結節点を設ける必要がございまして、この中之島GATEにおきまして、川船と海船の乗換施設を整備するというものでございます。

水上交通ネットワークのイメージでございますけれども、大阪都心部の水の回廊のエリアとベイエリア、その中間に中之島GATEが位置しているというところでございます。右下には、事業者から提案のあったイメージパースを転記させていただいております。今回、港湾計画に位置づける浮棧橋というのは、右の点線で囲ませていただいているエリア、ここに浮棧橋を2つ設置するというところでございます。

この浮棧橋についてでございますけれども、16ページを御覧ください。

施設の整備内容としましては、浮棧橋2基ということで、長さがそれぞれ34メートル、幅4メートルの浮体式でございます。その2つをつなぐ乗降用のスロープがあるということでございます。

図にございましており、紙面、平面図からいきますと、右側、これが上流側になりますけれども、川船の船着場になります。紙面の左側、これは海船の船着場ということで、海船が着棧するということでございます。それらをつなぐ形でスロープが整備されまして、川船を降りた人を海船に乗せる、またはその逆ということで供用されるというものでございます。

港湾区域に浮棧橋が設置される計画でございますから、小型浮棧橋に係る操船例図を記載させていただいております。川船、海船とも、ちょうど着棧する部分の少し上方に、上流部分に空間がございまして、そこで船の長さの3倍を直径とする回頭円を確保することができるということを確認させていただいているところでございます。こういったことから、安全に船舶の離着棧が可能であるというふうに判断をしているところでございます。

また、今後のスケジュールでございますが、右肩に載せていますとおり、今年度内いずれかのタイミングで工事公告をなされまして、万博までにこの施設を完成させるという計画でございます。

環境への影響についてでございますけれども、大気質並びに潮流・水質について、17ページに記載をさせていただいております。

大気質につきましては、そもそも60GT程度の小型旅客船の利用ということでございますので、大型貨物船と比べても、大気汚染物質の排出量というのは極めて少ないという

ふうにご考えてございます。そのため、大阪港の全体におきます船舶の停泊時、航行時に排出される大気汚染物質の総量への影響、これについては軽微であるというふうにご考えてございます。

また、潮流・水質につきましても、この係留施設は浮棧橋構造でございまして、潮流に大きな影響を及ぼすものではないということ、また、新たに埋立てでございましてか沿岸地形の変更、さらには、水質汚濁負荷量の変化を伴うような土地利用計画の変更はないということでございますので、今回、潮流・水質に及ぼす影響は軽微であるということで、全体を通じて、今回計画が環境に及ぼす影響は軽微であるというふうにご考えているところでございます。

以上、3点の軽易な変更につきまして、今後の予定でございますが、18ページを御覧ください。港湾管理者の計画案を今回諮問させていただきまして、審議会におかれまして答申をいただきたく思います。それを受けまして、今後、国交大臣への計画送付並びに港湾計画の概要公示を本年12月をめどにできたらと、事務局としては考えているところでございます。この概要の公示をもって、港湾計画としては効力が発揮されるというところでございます。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

○松尾会長　　ありがとうございました。

質疑に入ります前に、本日の審議案件につきまして、11月1日に開催いたしました本審議会幹事会の結果について、大阪港湾局の高橋計画整備部長から報告をお願いいたします。

○高橋計画整備部長　　計画整備部長の高橋でございます。

去る11月1日、大阪港湾局会議室におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会で御審議いただきます大阪港港湾計画の軽易な変更の案につきましては、異議なしという結論を得ております。

以上、御報告申し上げます。

○松尾会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。オンラインで御参加いただいている委員の皆様につきましては、画面上部ツールバーにあるリアクションと書かれた項目をクリックいただき、手のひらのマークを選択してください。事務局から御指名させていただきますので、画面上のマイクをオンにして御

発言をお願いいたします。

それでは、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、徳平委員。

○徳平委員 振興協会の徳平です。

議案そのものについては、そんなに大きな意見はないんですけど、少し周辺状況というか、それも含めて教えていただければなと思っているのが何点かありますので、お願いしたいと思います。

1点目は、1番目の公共埠頭の計画変更なんですけど、これは水門の位置が変わるということで、それに伴う変更なので、特に異論はないんですけど、残ります水門ですよ、今の水門、不要になれば1つは撤去するというのが方向性だと思うんですけど、昨今、土木構造物についても、昔造って非常に歴史的に有用であるというか、残しておいたほうがいいようなものについては保存、遺構として保存するという方向もあると聞いているんですけど、この旧の水門、今の水門の今後の在り方については、どのような検討がなされているのか教えていただければと思います。

○松尾会長 ただいまの御質問につきまして、事務局のほうからお願い申し上げます。

○田中計画課長 計画課長、田中でございます。

先ほど御質問いただいた水門につきましては、大阪府所管でございますけども、お伺いしますと撤去予定というふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○徳平委員 ありがとうございます。

○松尾会長 よろしゅうございますか。

そのほか、御意見、御質問ございますか。どうぞ。井上委員代理。

○井上河川整備課参事 大阪府、井上です。いつも府の都市整備行政に御協力賜りまして、ありがとうございます。

今、御質問がありました事項について、少しだけ補足させていただきますと、基本的には撤去の予定なんですけれども、いわゆるレガシーという形で、どういう形で残せるかというのは、まだ庁内で検討中でございますので、またどのような残し方ができるかということも決まれば、いろんな場所で広報、PRをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。補足です。

以上です。

○松尾会長 ありがとうございます。徳平委員、よろしゅうございますか。

○徳平委員 ありがとうございます。

すいません、それで、今思いついたんですけど、実は大阪市内の河川には安治川、尻無川、木津川と3大水門があるんですけど、残りの2つも多分新しいものに順次変わっていくと思うんですけど、これは順次変わっていくということによろしいでしょうか。

○井上河川整備課参事 今、御指摘というか、お伺いのおり、木津川の水門につきましては、もう既に新水門の建設に着手してございます。今回、安治川水門、令和6年度ぐらいから着手したいなというふうに考えておりまして、一番最後に尻無川水門に着手するという予定になっています。これは残りの耐用年数等を考えまして、木津川水門から一番最初に耐用年数が切れるものですから、着手したというような状況になってございます。

以上です。

○徳平委員 すいません、ありがとうございます。

○松尾会長 そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

○徳平委員 すいません、私ばかりで申し訳ないです。

2つ目の専用埠頭の計画変更なんですけど、これは鉄鋼の協同組合さんが要らないということで、専用埠頭を廃止されるということなので、それはそれでいいのかなと思うんですが、かつて鉄鋼流通が盛んなときには、実はこの北側の今、中国木材さんが立地しているこの部分まで、自分ところの水際線あるいは背後用地を広げられないかという要望が多分上がっていたと思うんですけども、それからすると、かなりその取扱いが減っている。今の、先ほどの11ページの資料にあった輸入貨物だけで5万8,000トン、6万トン弱ということは、最盛期から比べると3分の1ぐらいになっていて、かなり取扱いが減っていると思うんですけども、この辺の取扱いの動向などはどうなっているのかというのが1つと。

それから、いわゆる2024年問題で物流改革をしないといけないという大きな流れになっていて、トラック輸送から内航輸送、あるいは鉄道輸送への転換を進めたいと、そういうような方向性もあるということについては、少し逆行するといいますか、少し後退するような感じになるんですけど、その辺はどう分析されているのかお伺いしたいと思います。

○松尾会長 事務局のほう、よろしくお願いします。

○田中計画課長 計画課長、田中でございます。

専用埠頭における貨物量の推移でございます。この岸壁そのものは、1987年から利

用されてございまして、ピークは1990年に約19万トンの鋼材を扱っていた埠頭でございまして、これが現在、2022年の数字でございまして5万8,000トン、大分落ちてきているというような状況がございまして、貨物量の推移については、以上でございまして。

あともう1点、鉄鋼関係につきましては、利用されている方々の意見も重々聞きながら、今回、計画の変更をしているわけでもございまして、取扱い自体は、近年の動向を見ましても横ばいの傾向がずっと続いてございまして。今回、計画を変更するに際しましては、岸壁は削除しますが、クレーン2基は今後も使い続ける岸壁のところ既に設置されてございまして、そこに船舶の係留を集約したいという荷主様の思いもございまして、そちらの意向を受けまして、今回計画を削除させていただきたいと思っております。

ただ一方で、なぜ今削除するのかというところもちょっと御疑問の点があるかと思っております。これにつきましては、実は大阪港、咲洲のこの南埠頭地区を中心として、平成30年の台風21号で一部地盤の低いところが浸水した経緯がございまして、そういったこともございまして、このエリア、水際線沿いに壁構造のものを設けまして、浸水を防ぐというような対策工事を短期・中期的にやっているところでございまして。

この岸壁もその対象の岸壁になってございまして、台風21号のときにはわかりませんが、それ以上の大きい伊勢湾台風級のことを検討しますと、ここも浸水するおそれがございますので、そういった壁を岸壁沿いにつけるに当たりまして、利用者さんと相談させていただいた結果、上半分につきましては計画を削除しても構わないと、そのようなことで調整をさせていただいているところでございまして。

以上でございまして。

○徳平委員 ありがとうございます。

○松尾会長 よろしゅうございましてか。

ほか御意見は、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 御説明ありがとうございました。

説明していただいた資料の中で、大気汚染物質の具体的な物質名について、どのように評価されているのかを少し補足説明をお願いいたします。

○松尾会長 どうでしょうか。環境影響評価で。

○田中計画課長 計画課長、田中でございまして。

大気汚染物質の対象項目はNO_xでございまして、それを対象に影響評価をしてございまして。

特に増える方向といいますと、3つ目の小型浮棧橋を設置するときに、小型船舶の航行が増えるであろうということは十分考えられるところでございます。これにつきましては、大阪港全体で見ると、小型船舶からの排出量は年間で1トンぐらいの僅かなものでございますので、今回は特にシミュレーションをやったわけではないですが、総量として大阪港全体からすると大変微量なものでございますので、軽微なものということで評価をさせていただいているというところでございます。

○松尾会長 吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員 ありがとうございます。特にNO_xのみということで説明でしたが、PM等については特に評価する必要がないという状況でよいでしょうか。確認です。

○田中計画課長 計画課長、田中でございます。

この間の環境部局とも事前にやり取りをさせていただきまして、議論をさせていただきましたが、結論としましては、こういったNO_xの微量なところの部分を含めまして、影響は軽微という整理でいいのではないかとというようなことを御意見いただいているところでございます。

○松尾会長 どうでしょうか、吉田委員、よろしゅうございますか。

○吉田委員 はい、ありがとうございます。

○松尾会長 ほか御意見、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

井内委員、どうぞ。

○井内委員 大阪商工会議所の井内でございます。

計画変更そのものにつきましては、異議は全くございません。

3点目の中之島の浮棧橋でございますけども、私ども大阪商工会議所は、大阪府市等と一緒に水都大阪コンソーシアムという組織を構成しておりまして、大阪の経済の発展のために、観光などを通じて、水上交通をプロモーションしたいと思っております。そういった変更を認めていただけると大変ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松尾会長 それでは、ほかございませんか。よろしゅうございますか。

御意見、御質問もございませんようですので、答申についてお諮りしたいと思います。

本日の議案であります大阪港港湾計画の軽易な変更について、原案のとおりで適当であると答申を行うことで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松尾会長　御異議ございませんので、原案のとおり適当であると答申を行うことといたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事については終了いたしました。進行を事務局のほうにお返しいたします。

○松本総務課長　ありがとうございました。

それでは、これもちまして第73回大阪市港湾審議会を終了いたします。

本日は御多忙のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございました。

閉　会　14時40分

大阪市港湾審議会 会長 松尾 俊彦 印

大阪市港湾審議会 委員 今西 珠美 印

大阪市港湾審議会 委員 清水 悦郎 印

付属資料

1 諮問書

大大阪港第1499号

令和5年10月31日

大阪市港湾審議会 御中

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

大阪港港湾計画－軽易な変更－について（諮問）

標題について、港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、別紙の内容について諮問します。

※ 別紙 大阪港港湾計画書（案）及び大阪港港湾計画資料（案）については省略

2 答申書

大港湾審第1号

令和5年11月14日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸 様

大阪市港湾審議会

会長 松尾 俊彦

「大阪港港湾計画―軽易な変更―」について(答申)

令和5年10月31日付け大大阪港第1499号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。